

地域医療の確保に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

(1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

(3) 地域における医師の絶対数を増やすため、地方における医学部入学定員及び地元出身者枠を含む地域枠定員の増員等を図るとともに、地域枠制度が十分機能するよう実効ある対策を講じること。

また、若手医師育成のため、専門指導医の確保策を講じること。

(4) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療を維持・確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に資するものとなるよう充実した臨床研修体制の整備を行うとともに、当該制度の見直しを図ること。

また、臨床研修における地域医療の研修期間を延長するとともに、地域医療に貢献する医師を確保できるよう医学教育体制についても見直しを図ること。

(5) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

- (6) 地域における医師の不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する実効ある対策を講じること。

2. 医師偏在対策、医師の働き方改革、地域医療構想等について

医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、再編統合を前提とすることなく、地域医療の実情を考慮し、地域の意思決定を尊重すること。

また、医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、救急医療が縮小するなど、地域医療が崩壊することがないよう、地域医療の実情を踏まえ、慎重な制度移行に努めること。

3. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

特に、自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対する安定した財政措置、病院事業債の地方交付税算定単価の実勢価格に応じた見直し、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置等、十分な措置を講じること。

- (2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

また、地域医療体制維持のため、公立病院と同等の役割を担っている公的病院に対し、公立病院と同等の財政支援を講じること。

4. 救急医療及び周産期医療体制等に係る支援

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- (2) 採算性等により民間医療機関が開設されていない地域においても、等しく訪問診療や政策医療等が提供されるよう、高度医療機器の整備等に対し、十分な財政措置を講じること。

5. がん対策について

- (1) がん対策の一層の充実を図るため、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるとともに、受診率の向上策を強化すること。
また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 職場等におけるがん検診の受診歴を自治体が把握できる仕組みを構築すること。
また、がん検診に係る事務の円滑化を図るため、受診票及び結果通知等の様式を全国で統一するとともに、検診情報等のデジタル化を促進すること。

6. 感染症対策について

- (1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。
また、おたふくかぜ、帯状疱疹等のワクチンについて、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。
- (2) 任意予防接種に対する公費助成制度を創設すること。
- (3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等助成制度を確立すること。
- (4) ワクチンの安定供給対策を講じること。
また、住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

(5) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を拡充するとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。

また、風しんに関する追加的対策については、抗体検査の受検率が低いことから、引き続き、職場健診に組み込むなどの受検率向上に資する対策を講じること。

(6) 季節性インフルエンザの定期接種について、対象者を乳幼児及び小・中学生にも拡大し、安全性及び有効性の高い適切な時期に接種できるよう、必要な措置を講じること。

(7) 子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的勧奨の再開に伴う積極的な勧奨を控えていた時期に接種の機会を逃した者に係る接種（キャッチアップ接種）について、都市自治体に過剰な負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(8) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。

7. 地域包括ケアシステムの構築に際し、かかりつけ医等が本来の機能を果たすために、その定義・機能について患者等に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

8. 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保すること。

9. 不妊治療及び不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等について、更なる支援措置を講じること。

10. 歯周疾患検診等の充実について

(1) 健康増進法に基づく歯周疾患検診事業の対象に妊産婦を加え、検診対象を拡大すること。

(2) 障害者（児）の歯科健診、歯科治療に取り組む病院・歯科診療所が増加するよう、必要な措置を講じること。

11. 骨髄移植を円滑に推進するため、骨髄ドナー登録者の拡大を図るとともに、骨髄ドナーの休業に対する支援制度創設等の社会環境を整備すること。
12. 小児慢性特定疾病に該当しない慢性的な疾病により長期の治療が必要な低所得世帯の児童を対象として、医療費の負担軽減措置を講じること。
13. 健康寿命の算定精度の向上等を図り、健康長寿社会の構築等に寄与できるよう、国勢調査の質問項目に不健康割合に関する項目を追加すること。
14. 新型コロナウイルス感染症関係について
 - (1) 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について
 - 1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関において必要となる経費等に対して、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。
 - 2) 受診抑制等によって、経営状況に影響が及んでいる公立・公的病院等に対しては、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
 - 3) 地域の医療機関における発熱外来に係る診療体制の整備に対して、引き続き、財政支援を講じること。
 - 4) 今後の感染拡大に備え、PCR検査等に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を確保するとともに、都市自治体が実施する検査に要する経費等について、財政措置を講じること。
 - 5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥らないようにするため、関係団体等から円滑に協力が得られるよう、連携を

強化すること。

6) 入院を要さない軽症患者が自宅や宿泊施設においても安心して療養できるように、自宅療養者の療養体制支援・強化に資する財政支援策を講じるとともに、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保についても十分な財政支援や人材支援の対策を講じること。

7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認し、十分な量を供給すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナワクチン接種について

1) オミクロン株対応ワクチン接種について

① オミクロン株対応ワクチンについては、B A. 1株対応とB A. 4/5株対応の2種類が供給されているが、より多くの対象者に迅速かつ円滑な接種を進めるためには、B A. 1株対応ワクチンとB A. 4/5株対応ワクチンの効果は同等であり、できる限り早く接種することが重要であることの周知を一層徹底すること。

② オミクロン株対応ワクチン接種に係る有効性や副反応等の知見やデータについて、国において、情報収集し、逐次、国民に対し、わかりやすく情報発信すること。

2) 生後6か月から4歳の乳幼児への接種や5歳～11歳の小児への追加接種等の子どもへの接種が円滑に進むよう、保護者等に対してわかりやすく適切な情報発信を行うとともに、都市自治体や医療機関等に対して、必要な支援を行うこと。

3) ワクチン接種を円滑かつ迅速に進めるため、引き続き、医療機関への支援を行うなど、協力を働きかけること。

また、医療従事者が不足している地域において、医療従事者を確保できるように、引き続き、広域的な支援策等を講じること。

さらに、接種体制の構築に要する経費については、都市自治体に負担が生じないように、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。

- 4) ワクチンの未接種者が不当な取扱いを受けることがないよう、国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。
- 5) 有効期限が切れたワクチンについては、国民の安全を第一として、使用せずに廃棄すべきである旨を、国としても適切に情報発信すること。
- 6) 国において、国民に対し、ワクチンの種類や安全性・有効性、副反応等の知見やデータ等をわかりやすく情報発信するとともに、若年層に更なる接種勧奨を行うこと。
- 7) 数次にわたる新型コロナワクチン接種において、ワクチンの種類や接種対象者等の取扱いが複雑化し、都市自治体や医療機関等の現場で混乱が生じている。接種間隔が3か月に短縮されたことも踏まえ、先々を見据えたワクチン接種の在り方に係る方針等を早期に示すこと。

また、今後も必要な量のワクチンを供給するとともに、供給スケジュールや接種対象者等、計画策定や体制整備に必要な情報を具体的かつ早期に明示すること。

(3) 感染症対策の改善について

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの経験を踏まえ、感染症法等の必要な制度の見直しについては、自宅・宿泊療養者等への健康観察及び生活支援をはじめ、保健所・医療機関・市町村の役割分担や運用のスキーム等について、都市自治体や関係者等の意見を十分に聞き、国において明確な方針を策定すること。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、十分検討すること。

さらに、新たな感染症の発生に耐え得るよう、医療提供体制及び保健所体制を強化すること。

- 2) 新型コロナワクチン接種については、国の方針決定や都市自治体への情報提供が遅れたことに加え、国の方針が二転三転し、現場に様々な混乱が生じたことから、感染症対策に係る政策について、国は、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に正確かつ具体的な情報を都市自治体に示すとともに、現場の事務負担を軽減するよう配慮すること。

(4) 感染症対策に係る国民への適切な周知・啓発等について

1) 新型コロナウイルス感染症に関して、国として、変異株等の知見を収集し、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、十分な広報・啓発を図ること。

2) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

(5) 感染防止に資する医療用・衛生用物資や検査キット等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関を優先したうえで、介護施設、保育施設、教育の現場、都市自治体等において適切な感染防止対策が講じられるよう、必要な物資等を供給すること。

また、都市自治体が実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

(6) 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、入国後に発症した患者への対応やそれに要する費用負担については、国の責任において対応するよう万全の措置を講じること。

15. 物価高騰対策関係について

光熱費や食材料費の高騰によって、公立病院等の医療機関の経営を圧迫しているため、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、適切な財政支援を講じること。